

令和4年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和4年10月27日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和4年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和4年10月27日(木) 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 県政資料館2階 第一会議室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和4年10月13日(木)
- 5 通知した議題
 - (1) 議 題
 - 第1号議案 えむしこぎ漁業の禁止について(委員会指示更新)
 - 第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について(諮問)
 - (2) 報告事項
 - ア 第21回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について
 - イ 漁業権切替え方針について
 - ウ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について(さば類)
- 6 出席者
(委員:12名)
森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、
竹本 信正、大谷 誠、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則
(県及び事務局)
農林水産部水産振興課
水産振興課 漁業調整取締班 主査 松永 善文
主査 土井 建一
生産振興班 主任 廣畑 二郎
下関水産振興局 水産課水産班 主査 金近 哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班 主任 伊藤 憲彦
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班 主任 柏村 直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局 事務局長 天社 こずえ
書記 山根 知樹
書記 永尾 洋輔
- 7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 えむしこぎ漁業の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり更新することとした。

第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

(2) 報告事項

ア 第21回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について
事務局から説明を受けた。

イ 漁業権切替え方針について
水産振興課から説明を受けた。

ウ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）
水産振興課から説明を受けた。

9 審議の概要

天社事務局長 ただ今から令和4年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員定員14名に対して、12名の委員さんのご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして森友会長からご挨拶をお願いいたします。

森友会長 みなさん、こんにちは。
本日もよろしくをお願いいたします。
委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
新型コロナウイルスの水際対策の緩和や円安の影響により、インバウンド需要が大幅に増えていると聞いております。また、10月からは観光需要を喚起するための全国旅行支援も始まっており、これらを機に併せて水産物の需要も伸びてくれるよう願っております。
本日の委員会につきましては、ご案内しましたとおり議題が2件、報告事項が3件ございます。
委員の皆様方の慎重なご審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

天社事務局長 ありがとうございます。
それでは議事に入りたいと思いますが、委員会運営規程第4条第2項の規定によりまして、会長が議長になっておりますので、以後の議事進行を森友会長をお願いいたします。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、河内山委員と竹本委員にお願いします。よろしいでしょうか。
それでは、第1号議案「えむしこぎ漁業の禁止について」事務局から説明をお願いします。

山根書記 (資料の1～3ページのとおり説明)

森友会長 説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

河野委員 これは宇部沖でやりよるんか。

山根書記 そうですね。昭和51年頃は宇部沖で操業されていました。

河野委員 昔かね。昔は聞いたことがある。

山根書記 かなり昔の話になります。今は全域操業禁止になっています。

森友会長 他にございませんか。意見がなければ、第1号議案について原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声。-----

森友会長 全員異議なしと認めます。第1号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

続いて、第2号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」です。

事務局、説明をお願いします。

山根書記 (資料4～34ページのとおり説明)

森友会長 説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

意見がないようですので、知事からの諮問に対して特に異議はない旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声。-----

森友会長 異議なしと認めます。第3号議案は特に異議がない旨回答することといたします。

本日の議案は以上となります。続いて報告事項に移ります。報告事

項ア「第 21 回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局から説明をお願いします。

山根書記 (資料 35～36 ページのとおり説明)

森友会長 説明が終わりましたが、どなたかご質問はありませんか。
続いて報告事項イ「漁業権切替え方針について」水産振興課から説明をお願いします。

松永主査 (資料 37～50 ページのとおり説明)

森友会長 説明が終わりましたが、どなたかご質問はありませんか。

竹本委員 令和 3 年現在の正組合員の数はどのくらいになっているのか。

松永主査 正確な数は今はわかりませんが、3,300 人くらいになると思います。

梅田委員 特定水産動植物は受忍採捕が認められなくなったとあるが、これはあわびとなまこについてのみか。

松永主査 あわびとなまこについてのみです。漁業者であっても許可、漁業権に基づいてしか獲れなくなった。昔は隣の漁業権の了解があれば獲れていましたが、法改正によりあわび、なまこは行使規則で資格を持った方でないと獲れなくなりました。

梅田委員 それはわかったが防府で遊漁者がマテガイを採捕するのを海保がしきりに捕まえて事件にして告訴しろと言ってくる。それくらい採らせても良いのではという意見もある。マテガイを漁業権魚種の中に入れておいて、区域と時間を決めて遊漁者に開放すると受忍した場合、海保が遊漁者を捕まえても受忍しているから大丈夫という言い方はとおるといふことか。

松永主査 はい。とおります。潮干狩りと同じ扱いですね。受忍料を取って漁場を開放する。受忍料を取らなくてもこの期間、この場所を開放するというのも可能です。その場合、事前に海保に言っておくとか、漁協のホームページに載せる等、対外的に示しておくとか問題にはならないと思います。

梅田委員 海保が捕まえたときに遊漁者が受忍されていると言えば海保は素直に認めるのか。

- 松永主査 それは事前にきちんと説明されていれば問題ないと思います。
漁業権侵害は親告罪なので漁協が告訴しないという意味を示されれば、それ以上、その人を罰することはない。
- 梅田委員 海保がよく捕まえてしきりに言うので。
- 松永主査 事前に期間、区域を決めて、その場合は告訴しないことを海保に伝えていれば良いと思います。それがなく海保が捕まえて告訴しなければトラブルになるのかなと思います。事前に話していれば問題はないと思います。
- 梅田委員 わかりました。
- 小田委員 貝類養殖、魚類養殖とかまとめられたのは良いが、ウニを養殖するときに餌になる海藻と一緒に養殖する場合はどうなるのか。同じ区域にウニと海藻を両方申請しなければならないのか。
- 松永主査 区域を分けるわけではなく、完全に同じ場所でやるのか。
- 小田委員 唐津とか神戸とかを見に行ったら、ウニのかごを吊るしているロープに海藻を伸ばしている。それが一番効率が良い。
- 梅田委員 養殖業なら売らなければいけない。売らずに餌にするのも養殖業に入るのか。
- 松永主査 養殖とは収穫の目的をもって行うものであり、最終的に販売されずに餌にするものについては少し考えさせていただきたい。
- 小田委員 ウニ養殖をするのに天然にあるアラメやらを獲りよったら磯焼けになってしまうので、自分で餌を用意しなければならない。キャベツや白菜やらを冬場にやって、出荷前に養殖したコンブやらアラメを食べさせて出荷する。
- 梅田委員 養殖業なので餌を作るだけであれば業ではないと思う。
- 松永主査 養殖した海藻を養殖しているウニ食べさせて出荷する、それが一連の行為とみなされるのであれば、必要となる。その辺りも含めて考えさせていただきたい。

森友会長 他にございませんか。
それでは報告事項ウ「付帯決議に基づく知事管理漁獲量の変更について（さば類）」水産振興課から説明をお願いします。

廣畑主任 (資料 51 ページのとおり説明)

森友会長 ただいま報告がありましたが、どなたかご質問はございませんか。
以上を持ちまして、本日の議題は全て終了しましたが、他に何かありますか。
それでは、以上で本日の委員会を終了します。
慎重なご審議ありがとうございました。

(14 : 40 終了)